

訴訟費用（弁護士費用を除く）の敗訴者負担の原則に関する諸外国の法制

1 アメリカ

[連邦]

原則 敗訴者負担

制定法又は規則の特別の規定による場合を除き、勝訴者は、裁判所が異なる命令をしない限り、当然に、敗訴者から弁護士費用以外の訴訟費用の償還を受けることができる [連邦民事訴訟規則 54 条 (d) (1) 本文]。

例外

合衆国、その公務員及び行政庁は法により認められた範囲においてのみ訴訟費用を負担する [連邦民事訴訟規則 54 条 (d) (1) ただし書]。

また、個別法では、勝訴被告の訴訟費用償還請求を認めない制定法がある。

[ニューヨーク州]

原則 敗訴者負担

制定法が異なる定めをおいている場合又は裁判所が諸事情の下で訴訟費用の償還を認めることが公平でないと判断した場合以外は、勝訴当事者は敗訴当事者に訴訟費用の償還を請求することができる [民事実務法及び規則 8101 条]。

[カリフォルニア州]

原則 敗訴者負担

制定法に明示的に異なる定めがない限り、勝訴当事者は、いかなる訴訟又は手続においても、権利の問題として費用を回収する権利が与えられる [民事訴訟法 1032 条 (b) 項]。

2 ドイツ

原則 敗訴者負担

敗訴当事者は訴訟費用を負担しなければならないが、特に相手方に生じた費用は、それが相当の権利の追求又は防御に必要であったものに限りこれを償還

しなければならない [民事訴訟法 9 1 条 1 項前段]。

例外

即時認諾の場合の訴訟費用原告負担 [民事訴訟法 9 3 条]，婚姻事件の場合の訴訟費用相殺の原則（ただし，裁判所の裁量により変更可） [民事訴訟法 9 3 条 a]，無益な攻撃防御方法の費用の当該当事者負担（民事訴訟法 9 6 条）等の例外の定めがある。

3 フランス

原則 敗訴者負担

敗訴当事者は，裁判官が，理由を付した裁判によって，その全部または一部を相手方当事者の負担とする場合を除き，訴訟費用の支払いを命じられる [民事訴訟法 6 9 6 条]。

4 イギリス

原則 敗訴者負担

裁判所は，裁量により，訴訟費用の負担者，負担額及び支払時期を定めるが，その際の基本原則として，敗訴当事者が勝訴当事者に生じた訴訟費用の支払いを命じられるものとし，裁判所がこれと異なる命令をすることもできることとする [民事訴訟規則 4 4 条の 3 (1) 及び (2)]。

例外 家事部の手続に関する上訴に基づく控訴院の手続，遺言書の検認手続又は家事手続においてされた判決，決定，命令等に対する控訴院での手続については，上記の基本原則を適用しない [民事訴訟規則 4 4 条の 3 (3)]。

5 韓国

原則 敗訴者負担

訴訟費用は，敗訴した当事者の負担とする [我が国の民事訴訟法 6 1 条と同旨。民事訴訟法 8 9 条]。

例外 我が国の民事訴訟法 6 2 条及び 6 3 条と同様の例外規定 [民事訴訟法 9 0 条及び 9 1 条]

以上